

第4回大月市教育委員会定例会 会議録

- ・ 開催日時 令和元年6月27日(木曜日)
午前10時から午前11時50分
- ・ 開催場所 市役所第2庁舎4階会議室
- ・ 出席委員 小泉克行教育長、中村順一郎教育長職務代理者、藤本政一委員
天野ますか委員、野尻正人委員、庄司有紀委員
- ・ 出席職員 井上教育次長、奈良学校教育課長、金畑社会教育課長
土橋こどもの学び支援担当リーダー
杉本学校づくり担当リーダー
- ・ 傍聴人 なし

[会 議]

1 開会

【教育長開会宣言】

2 会議録の承認

職員が、令和元年度第3回定例会会議録を朗読し承認された。

3 教育委員会報告

教育長から、令和元年5月27日から令和元年6月27日までの教育委員会活動が報告された。

4 議事

議案第7号 代替教員内申について

(非公開)

〔説明〕土橋こどもの学び支援担当リーダー

【原案どおり決定】

議案第8号 就学指定学校変更・区域外就学について

(非公開)

〔説明〕土橋こどもの学び支援担当リーダー

【原案どおり決定】

議案第9号 令和2年度使用教科用図書の選定について

〔説明〕小泉教育長

今年度は令和2年度使用の小学校全教科の採択、また中学校は「特別な教科道徳」を除く全教科の4年に一度の採択替えになります。

中学校の教科書につきましては、本年度、新学習指導要領にそった検定本が各教科書会社から出され、来年度全ての教科に調査委員会を設けて採択を行います。よって今年度は現在使用している中学校の教科書を来年1年間だけ延長して使用する手続きを行います。

小学校の教科書につきましては、採択協議会において、専門性をもった調査委員会を設置し、その調査結果を参考にして採択作業を進めていきます。各教育委員会においても、教科書の採択決定に際し、十分な話し合いがなされることが重要となります。

6月12日に第1回都留地区教科書採択協議会が開催されました。

採択協議会につきましては、山梨県下6地区に分かれて設置され、各市町村の教育長が構成員となっております。都留地区教科書採択協議会は、南北都留教育委員会の関係者が集まって協議を行いました。また6月12日の採択協議会の後に、調査委員会が開催されました。調査委員会では各学校の校長、あるいは教職員が科目ごとに各委員会を設立して教科書を調査し、調査委員会で決定したものを採択協議会に報告していただき、最終的には協議会で決定する予定となっております。

また、6月14日から6月30日まで大月市立図書館において教科書の展示が行われています。

今後は、7月18日に第2回都留地区教科書採択協議会が開催され、そこで最終的な教科書の採択が行われる予定です。なお、各市町村の教育委員会におきましても、調査・研究を行うことになっており、本日昨年度の文科省選定で合格した採択対象の図書を用意しましたので、図書を見ていただき調査・研究をお願いいたします。

委員の皆様には、この前の委員会の折にも見ていただきましたけれども、これからもしばらくの間、教育長室の方に展示しておきますので、お時間があれば手にとっていただき様々な視点からのご意見をお願いいたします。

7月18日に行われる第2回都留地区教科書採択協議会を受けて、最終的に教育委員会としての考えを決定させていただくことになっています。

今年度は大月市が事務局で13の南北都留地区の市町村教育委員会のご意見をいただいて最終的に取りまとめるということで、7月26日までに大月市教育委員会事務局へ報告、事務局は7月30日までにそれらを取りまとめるということになっています。最終は7月26日ということになりますから、次回の教育委員会はその日程を頭に入れながら、日時を決定することになりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

【継続審議】

議案第10号 平成30年度大月市教育委員会の教育行政点検・評価について

〔説明〕奈良学校教育課長

教育委員会の行政点検・評価につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、「教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表すること」と定められており、これに基づいて毎年実施しているところであります。

この評価であります。今回は、平成30年度の点検・評価となり、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「大月市第2期教育振興基本計画」に基づき「学校教育」や「生涯学習」の分野について、25項目を選定して実施しております。各評価項目については、学校教育課と社会教育課が自己評価を行いました。評価は、例年どおり「達成A」から「未達成D」までの4段階で実施しており、平成29年度を前年度、平成30年度を当年度として表記してあります。

今回の評価表であります。様式の見直しを行いました。昨年は、表形式で一覧表にまとめ、A4で4枚としておりましたが、前年度の評価の際の委員などからの意見を踏まえ、評価項目ごとに単票形式としました。

具体的には、表の上から4段目に「目標及び方策」を加え、「教育振興基本計画」から抜粋し、一番下に「今後の方向性」を加えました。この他は、レイアウトの変更となっております。

本日の委員会では、時間の関係から持ち帰ったうえで、ご覧いただきご意見を拝聴したいと考えています。

今後の予定であります。7月12日（金）までに意見等をいただき、7月下旬の教育委員会で決定、8月下旬の議員定例懇談会へ報告する予定で進めたいと考えています。

なお、「第2期教育振興基本計画」は今年度までの基本計画となりますので、10月から11月ぐらいには、「第3期教育振興基本計画」の改訂準備に入りますので、ご了承ください。

小泉教育長

よりどころそのものがしっかりしていないと評価が難しいということは認識しました。今年度策定する方針がとても大切だということを共通認識としていただきたい。

一点だけ確認ですが、このような単票形式で今後評価していくということによろしいでしょうか。

野尻教育委員

評価はほとんど変わっていませんが、昨年度Bで今年度Aになったものが2点ありますので、簡単に説明していただけたらと思います。

土橋こどもの学び支援担当リーダー

1点目のふるさと教育について説明させていただきます。

昨年は、英語体験活動をふるさと教育の一環として第1回目ということで実施しましたが、それを継続していくという初年度にあたりますので、BからAにさせていただきました。また、他のふるさと教育の充実や学校運営協議会を初狩小に設置したということもBからAに変えたということでございます。

奈良学校教育課長

特に学校応援団は、今までは教育体制で言えば任意的な組織でした。今年度からは明らかな発足をするために、昨年度中に準備体制が整いましたので、強化されたと言えると思います。

英語体験活動については、前回説明させていただきましたが、去年が初年度で今年は2回目ということで、富士急行線に乗っての活動となりますが、継続されての事業になりますので、この2コマについては推進がされましたので、BからAというところでございます。

杉本学校づくり担当リーダー

2点目の国際理解・情報教育の推進でございます。昨年度Bで今年度Aとなっておりますが、国際理解の推進については、英語の担当教員を前年度に比して一名増員となり、加配ができたことを評価項目として考え反映しました。

続きまして、情報教育の推進であります。新学習指導要領にICT環境整備が明記され、大月市としてのICT環境整備についての方向性について討議する検討委員会を組織しました。この委員会により、今後のICT整備の方向性について道筋をつけたことを評価項目として考えAという評価としました。

奈良学校教育課長

ICTの部分ですが、全国的な話がいろいろ出ていますけれども、県とのシステムの連動といったようなものもあります。

わかりやすく数字、予算で申し上げますと、昨年度のうち今年度の当初予算というものが編成されます。その中でこの厳しい財政状況の中でも教育にどれだけ分配されたかということ、いわゆるICTという機器整備、実際にはソフトウェアを県の基準に合わせて市が整備をするわけですが、それを約1億円強、1億5百万円くらいの予算を獲得したというような取り組みがあります。実際に導入は今年度これからになり、議会にかけて本契約を締結するわけですが、今仮契約までできています。

また今年度だけで終わるのではなく、ハード面の話ですが、来年度以降各学校に順次整備をしていきます。その基礎作りを平成30年度にしたというのが具体的な話になるわけですが、そういったことを加味し、今回はAとしたところでございます。

小泉教育長

それでは、7月12日までにお気付きの点がありましたら、遠慮なく教育委員会の方に連絡していただければと思います。

本日ににつきましては、とりあえず以上までとしますが、これは今後も審議していき

ますので、次回ご意見があったら出していただき、よりよいものにしていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

BからAになったものについて明確にするのと併せて、BがBのままであるものについてもなぜかということを見ると、きっとそのあたりが課題になると思います。

それでは、本日につきましては、形式を変更するということは確認させていただき、委員の皆様からのご意見、ご質問についてはまだまだ今後とも継続審議をする中で様々なご意見をいただくということによろしいでしょうか。

【継続審議】

5 その他

(1) 大月楽習塾、教員OBリレー講座、大月サマースクールの実施について

〔説明〕奈良学校教育課長

まず「大月学習塾」についてであります。家庭の中での学習に、なかなか向き合えない子どもたちへの支援として、平日の放課後を利用する中で、補習学習を行うものです。名称は「大月っ子 楽習サロン」として実施します。

資料に、学校ごとに協力していただく教員OBの方々と実施時間、また、各学校の実施日と指導者の一覧表を記載してあります。学校により、実施回数や実施時間が異なっていますが、回数としましては、少ない学校で8回、多い学校では15回となっています。学校ごとに各種行事やスクールバス等の時間を考慮し、開催日を設定することができたところであります。

次に「教員OBによるリレー講座」であります。教員OBの方々が持っている知識や経験などの財産を、現役教員に伝達し、現職教諭を支援するために、実施する内容となっています。資料に記載してありますが、今年度は2回の開催を予定しています。1回目は、来週火曜日の7月2日に、深澤眞先生が講師となり、開催する予定となっています。また、2回目は、11月14日木曜日に、落合照美先生が講師となり、開催する予定となっています。

落合先生であります。昨年度、計画はしたものの、台風の影響によりまして、実施を見送った結果となりました。

開催する場所ではありますが、いずれも北都留教育会館を利用します。深澤眞先生につきましては、裏面に詳細なリーフレットがありますので、後ほど、ご覧いただきたいと思っております。

次に「大月サマースクール」についてであります。平成27年度、山梨県教育委員会の指定を受け、学力向上フォローアップ事業として実施し、平成28年度からは本市の単独事業に位置づけ、実施を継続しているところであります。

目的としましては、夏休みを活用して児童・生徒の補習的な学習支援を行うことで、「学ぶ楽しさ」や「分かる喜び」を味わうことで、基礎学力の定着と学習意欲の向上

を図るために実施しています。対象となりますのは、小学校3年生から中学校2年生とし、国語や算数（数学）等の補習を中心に行います。子どもや保護者からは好評であるため、引き続き今年度も市の予算を活用して実施します。この事業は5年目となり、今年度は、小学校で6回、中学校で5回の実施を予定しています。

【了知】

(2) 社会教育施設における消費税及び地方消費税の税率引上げ等に伴う関係条例の整理に関する条例制定の議決について

〔説明〕金畑社会教育課長

これは、過日閉会しました「令和元年第4回（6月）市議会定例会」において市議会の議決をいただいた案件の報告になります。

まず、概要ですが、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられますが、この税は価格への転嫁を通じて最終的に消費者に負担していただく税であることに鑑みて、今回の引き上げ分の2%相当を社会教育施設の使用料等に適正に転嫁することとして、条例中の使用料等の規定を改正するものです。

なお、一部の使用料については料金の適正化を図ります。

資料には、その根拠法令を記載させていただいています。改定する料金の原則ですが、これまでの消費税増税時の手続きと同様に税抜き価格相当の金額に対しての10%相当額を算出し、10円未満を切捨てることによって、今回の引き上げ分2%相当部分を増額します。

条例の制定ですが、社会教育施設の使用料等を規定する8つの関係する条例を一括して改正する条例を制定する形式によって改正手続きを行います。

なお、表中の※は、税率引上げ分に係る改正以外の要素も含めて改正する条例です。

資料3 ページ以降については個々の条例の改正の内容になり、新旧対照表を記載しました。

まず、「大月市学校施設及び公民館使用に関する使用料条例の一部改正」ですが、これは学校施設及び公民館の使用料の規定であります。別表を全部改正します。

先ほど説明しましたとおり、現行では8%相当額消費税を含むものですが、今回、その税率が10%になることから、2%相当額を上乗せします。右側の現行の表を確認ください。表中の「屋内運動場多目的室公民館」の項の一番右の「夜」の欄部分ですが、現行は「540円」です。これは、税抜き価格500円に対する8%の額「40円」を足した「540円」が現行ですが、左側の改正後の表の同じ部分の考え方は、税抜き価格500円に対する10%の額「50円」を足した「550円」に改正するものです。また、「その他の室」の項の昼の欄部分ですが、現行は「100円」です。これは、税抜き価格100円に対する8%の額「8円」を足した額が10円未満であることから、これを切り捨てて「100円」を現行としますが、改正後の表では、税抜き価格100円に対する10%の額「10円」を足した額である「110円」に改正するものです。以下、同様な算出方法によりまして、表中のアンダーラインの部分を改正しております。

「大月勤労青年センター設置及び管理条例の一部改正」は、大月市勤労青年センターの使用に際する使用料の規定であります。こちらは別表第2を全部改正します。先ほどの改正と同様に、税抜き価格に対して10%相当額を加えた使用料が今回の改正後の額になり、表中のアンダーラインの部分になります。

なお、50円の部分と、30円の部分については、その10%部分が10円未満であることから、これを切り捨てて50円、30円のままであり、アンダーライン表示がなく、今回料金の改定はしないものであります。

「大月勤労者体育センター設置及び管理条例の一部改正」は別表を全部改正します。表中のアンダーラインの部分を改正します。

「大月市民会館条例の一部改正」では、第1及び別表第2を全部改正します。表中のアンダーラインの部分を改正するものですが、一部、料金の適正化をはかることとします。

「現行」部分の確認をお願いいたします。料金を記載する1番上の行の「大ホール」の「平日」部分ですが午前5,400円、午後7,560円、夜間9,820円、全日23,760円 となっておりますが、この午前、午後、夜間の総和は22,780円ですが、全日ですと980円高く23,760円となっております。

大ホールを全日お貸しするようなことはあまりないのですが、これまでは全日の場合は、午前、午後、夜間での使用とする中で運用し、利用者に不利益が来さないようにしてきましたが、今回の改正の中で適正化を図るもので、改正後の同じ部分、「大ホール」の「平日」については、午前：税抜き額5,000円の10%増5,500円、午後税抜き額7,000円の10%増7,700円、夜間税抜き額9,100円の10%増10,010円、全日を午前、午後、夜間の総和の23,210円としております。

次の「大ホール」の「土曜日・日曜日及び祝祭日」も同様に、現行では、この額が午前、午後、夜間の総和は27,540円ですが、全日ですと970円高く28,510円となっております。

これを今回の改正の中で適正化を図り、改正後の同じ部分「大ホール」の「土曜日・日曜日及び祝祭日」については、午前税抜き額6,000円の10%増、6,600円、午後税抜き額8,500円の10%増、9,350円、夜間税抜き額11,000円の10%増、12,100円、全日を午前、午後、夜間の総和の28,050円としております。

また、今の「土曜日・日曜日及び祝祭日」、「2階」の「市民ギャラリー」ですが、これは作り手の成果発表による効果と、観る側の触発による効果によって、市民の文化・芸術意識の向上や、文化・芸術の育成などにつながるように、使用料金を10,000円として、政策的な料金改定を行います。

また、「3階」の「研修室(1)」ですが、現行では、午前、午後、夜間の総和は3,880円ですが、全日では3,990円であり、110円高くなっているため、改正後は総和の額として適正化を図っております。

「3階」の「研修室(2)」も同じく適正化を図ります。「4階」の「会議室」ですが、これも、現行においては、午前、午後、夜間の総和は11,540円ですが、全

日では11,800円であり、260円高くなっているため、改正後は総和の額として適正化を図っております。

「料理実習室」、次の「茶華道室」次の「研修室（和室）」「児童室」も同じく適正化を図るものです。

その他の部分については、別表第2を含めまして、アンダーライン部分について、2パーセント相当を増やすものです。

「大月市郷土資料館条例の一部改正」は別表を全部改正します。アンダーライン部分について、2パーセント相当を増やすものです。

「大月市西部ふれあいセンター条例の一部改正」は、笹子公民館の使用に際する使用料の規定であります。こちらも別表を全部改正します。

アンダーライン部分について、2パーセント相当を増やすものです。

「大月市民の体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正」は、下和田の総合グラウンド、鳥沢の総合体育館、初狩の武道館の使用料の規定であります。こちらは別表第2から別表第6を全部改正します。

まず、別表第2は「総合グラウンド（陸上競技場、野球場、フィールド）使用料」です。この中で、「陸上競技場」の項の「練習」の欄の1つ右、「入場料を徴収しない大会、試合等の場合」の欄ですが、現行において、「1日」の額が3,020円あります。その下の「午前」は1,620円、「午後」は2,160円です。午後の2,160円は税抜き額2,000円の8%で、午前の1,620円は税抜き額1,500円の8%です。この時の、その右の「専用」の欄では午前の1,080円は税抜き額1,000円の8%で、1日の2,160円は税抜き額2,000円の8%です。専用において1日と午前の額はちょうど倍であります。大会、試合については、1.86倍であり、整合性を図る適正な料金として、改正後の「陸上競技場」の項の「入場料を徴収しない大会、試合等の場合」の欄の金額を3,000円の10%増の3,300円として、適正化を図ります。その他のアンダーライン部分は、2パーセント相当を増やすものです。

別表第3は総合グラウンド（テニスコート）使用料ですが、アンダーライン部分について、2パーセント相当を増やすものです。

別表第4は総合体育館使用料ですが、アンダーライン部分について、2パーセント相当を増やすものです。

別表第5は総合体育館（運動場器具又は付帯設備）使用料ですが、アンダーライン部分について、2パーセント相当を増やすものです。

別表第6は武道館使用料ですが、アンダーライン部分について、2パーセント相当を増やすものです。

「大月市立図書館条例の一部改正について」は別表を全部改正します。アンダーライン部分について、2パーセント相当を増やすものです。

なお、この条例は令和元年10月1日から施行します。

説明は、以上です、報告事項となりますが、よろしく願いいたします。

【了知】

(3) 第59回大月市体育祭の結果について

〔説明〕 金畑社会教育課長

第59回大月市体育祭は、5月26日の総合開会式が行われました。
委員の皆様には、式へご参加をいただき、ありがとうございました。

体育祭は、6月9日にすべての競技を終了し、1月20日の大月市駅伝競走大会から始まった約5か月にわたる会期を終え、6月12日に表彰式を行いました。

その結果は、資料のとおりで、優勝は、猿橋体育会で18回目の優勝となりました。

準優勝は大月体育会、第3位は富浜体育会であり、以下は記載のとおりですので、後ほど確認ください。今回の大会では、24競技・27種目に、約2,100人の方が参加していただきました。

参加者数は昨年とほぼ同数であります。

以上、報告します。

【了知】

(4) 教育課題について

〔説明〕 小泉教育長

現在の教育課題について共通に認識しておいていただきたいと思います。

まず、学校教育についてですが、新学習指導要領の実施に伴う対応が一番大きいと思っております。その中には大きく3つあります。まず、主体的、対話的で深い学びの授業づくりになります。これは今、学校現場で先生方が一生懸命取り組んでいらっしゃいますし、そもそもこの北都留では、「学び合い」。言い換えれば、「グループ学習」や「対話的で主体的な授業」をずっとやってきた土壌がありますので、それをさらに掘り下げ深めてもらえればよいと思います。

また、2つの大きな変化があります。

「外国語科導入」、「ICT教育」が本格的に導入されます。これらの新学習指導要領の取り組みは、ある意味魅力ある教育を創造するチャンスでもあるかと思っております。そのチャンスに対して教育委員会がどこまで支援できるかということも問われてくると思っております。

次に、情報モラル育成についてです。いかにこの情報モラルを育成していくのかということは大きな課題だと思っております。大月市内の学校における子どもたちの実態を把握し、保護者と共有し、ぜひ子どもたちの情報モラル育成に繋げていただきたいと思いますとお願ひしているところです。

最後に、その他になります。

来年3月にやまびこ支援学校ができますが、今後新しいやまびこの交流の在り方を考えていく必要があると思っております。

社会教育についてです。

社会教育関係の様々な施設を使っていただくことが市民の皆様の繋がりづくり

にも大きく貢献すると思っておりますので、そういう意味で施設の利用促進が課題かと思っております。

次に、転換期と書きましたが、少子高齢化人口減少で、社会教育における指導者や人員減少が課題となっています。また様々な活動のマンネリ化も課題となっていますけれども、この少子高齢化や人口減少はひっくり返しにいうと、生涯学習の果たす役割がより大きくなってきたというふうに捉えると、学ぶことが生きがいに繋がると考える市民の方が大変増えてきていますので、新たな社会教育を創造する機会ではないか、あるいはチャンスではないかと捉え直して、今行っている様々な活動をもう一度考えていく必要があるのかなと思っております。

最後に、これからの社会教育・体育関係の予定事業について記しておきましたので、また予定の方を入れておいていただければと思います。

掻い摘んだ形で教育課題を出ささせていただきましたが、また折に触れ、こんなこともあんなこともというようなことで教育委員会の折に出ささせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【了知】

(4) その他

- ・猿橋中学校のスクールバスの事故について

〔説明〕野尻委員

猿橋中学校のスクールバスの事故ですが、子どもたちに大きな怪我がなくて良かったと安心しています。

【了知】

- ・通学路点検とその対応について

〔説明〕藤本委員

最近気を付けて見っていますが、信号機のない横断歩道の白線が消えかかっているのがわかりづらく、子どもやお年寄りが渡るのに車が気付かないという現状があるので、通学路の見直しや白線の引き直しなど、警察を通す必要があるのかもしれませんが、機会があったらやってもらいたいと思います。

井上教育次長

通学路点検は各学校と教育委員会とで一緒にやっています。その後、道路管理者、安協等にご協力いただいて毎年対応しているので、そのことも含めてまた今後対応していきたいと思っております。

小泉教育長

7月11日に大月警察署管内学校警察補導連絡協議会定例会に出席しますので、そ

の席で今のことを言っておきます。

奈良課長

秋口には警察や国交省立ち会合のもと、安全管理を行い、安全対策について話し合う機会を設けることになっておりますので、そちらでも話したいと思います。

【了知】

- ・要保護及び準要保護の割合について
(非公開)
〔説明〕土橋子どもの学び支援担当リーダー

【了知】

- ・令和元年7月24日(水)午前10時から第5回教育委員会を開催することを確認。

6 閉会

【教育長閉会宣言】